

「高輝度・高効率次世代レーザー技術開発」
プロジェクトに係る公募要領

平成 30 年 9 月 18 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

IoT 推進部

「高輝度・高効率次世代レーザー技術開発」プロジェクトに係る公募について
(平成 30 年 9 月 18 日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、平成 28 年度から平成 32 年度までの「高輝度・高効率次世代レーザー技術開発」プロジェクトを実施中です。この度、平成 30 年度から平成 32 年度までの期間で実施する追加テーマの公募を行います。本プロジェクトへの参加を希望される方は、本公募要領に従い御応募ください。

1. 件名

「高輝度・高効率次世代レーザー技術開発」

2. プロジェクト概要

(1) 背景

将来のものづくり現場では、あらゆるモノがインターネットでつながる IoT や人工知能のさらなる活用により、クラウドを通じた生産設備の連携と、自動化・無人化がさらに進むと考えられます。レーザーは加工等の条件をデジタル制御しやすいため、将来のものづくりにおける最重要ツールの一つとして期待されています。しかしながら、従来のレーザー加工は、加工速度、仕上がり品質、省電力化などに課題があります。

(2) プロジェクトの目的

これまでにない高輝度かつ高効率なレーザー技術やそのレーザーを用いた次世代レーザー加工技術を開発し、高付加価値製品の製造に適した加工システムを社会に普及させることを目指しています。

(3) 実施内容

本プロジェクトの詳細は基本計画及び実施方針をご参照ください。

3. 公募内容

(1) 公募の目的

今回の公募では、レーザー加工の可能性を広げるとともに、レーザー技術の産業応用（社会実装）への取り組みを強化するために実施します。

(2) 公募対象

本公募要領による公募対象は、研究開発項目③の内容であり、概要（基本計画から抜粋）は以下の通りです。

【研究開発項目③】 次々世代加工に向けた新規光源・要素技術開発

将来のレーザー加工技術に資する新しいレーザー構造創出や波長域開拓に向けた基盤技術や周辺要素技術を開発し、加工をはじめとする幅広い応用を探る。

課題[1] 新規構造 LD 基盤技術及び周辺要素技術の開発

高輝度化、高出力化、省電力化、短波長化、小型化等に資する、革新的な新規構造 LD 基盤技術及び LD 素子本来の性能を引き出す周辺要素技術を開発し、加工をはじめとする

幅広い応用を探る。

課題[2] 新しい波長域及び短パルスレーザー基盤技術の開発

既存のレーザー加工機でカバーされていない波長域・パルス幅で発振可能な光源に関する基盤技術を開発し、加工をはじめとする幅広い応用を探る。

(3) 公募内容

現在までの取り組み状況を鑑み、上記[1]、[2]のそれぞれの課題について公募を行うものとし、内容は以下の通りとします。

課題[1] 新規構造 LD 基盤技術及び周辺要素技術の開発

高効率 LD 素子と光ファイバー結合技術、合波技術等の周辺技術を結集し、既存のレーザー加工用光源では実現できていない革新的に高効率で、経済性に優れる高出力のファイバーアウト光源モジュールの技術を確立する。また、開発した新規光源モジュールを搭載したレーザー加工機を用いた加工試験を通じ、その優位性を確認する。

課題[2] 新しい波長域及び短パルスレーザー基盤技術の開発

レーザー加工向けの実用的な光源がまだ開発されていない波長域のレーザー技術開発によって、加工材料の分子構造などに由来する光吸収特性を効果的に利用できる波長を選択し、加工する技術を確立する。また、開発した新規光源を用いた加工試験を行い、新しい波長域におけるレーザー加工の実現可能性を検証する。

応募に際しては、課題[1]、課題[2]のどちらの提案か選択するものとします。提案内容は現在において本プロジェクト（「高輝度・高効率次世代レーザー技術開発」プロジェクト）実施中の研究開発と関連するものであってもかまいませんが、内容の重複をすることはできません。また、本プロジェクトに現在参画している法人による提案や、参加している法人との連名提案も可とします。

本プロジェクトでは、全参画法人による協調領域の活動を積極的に進めています。各課題で開発する新規光源や加工試験等によって得られたデータについて、本プロジェクト内で進める加工プラットフォームやデータベース構築において、積極的に活用できる提案をより高く評価致します。

(4) 実施期間

プロジェクト全体 : 平成 28～32 年度 (2016～2020 年度)

本公募で募集する追加テーマ : 平成 30～32 年度 (2018～2020 年度)

(5) 実施規模

追加テーマの提案限度額は以下とします。

平成 30 年度 1.0 億円以内/テーマ (平成 30～32 年度の総額 2.2 億円以内/テーマ)

但し、複数機関による連携によって非連続的な（既存事業、既存技術の延長線上でない）イノベーションと認められる研究開発を実施するテーマについては、提案限度額を以下とします。

平成 30 年度 2.5 億円以内/テーマ (平成 30～32 年度の総額 5.5 億円以内/テーマ)

※最終的な実施内容、実施期間及び実施規模については、審査の結果や政府予算の変更等により、提案から変更（実施内容の増減、期間の変更、予算限度額の変更、等）を行って委託することがあります。

※平成 31 年度以降の実施規模についても、進捗や成果の実用化・事業化の見通し等を踏まえてプロジェクト内で配分額を決定するため、当初計画から変更することがあります。

(6) 応募要件

応募資格のある法人は、次の①～⑦までの条件、「基本計画」及び「平成 30 年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- ① 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- ③ NEDO がプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- ④ 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- ⑤ 技術研究組合^{※1}、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する技術研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- ⑥ 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- ⑦ 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

※1 技術研究組合

技術研究組合等を構成する会社のうち 3 分の 2 以上が中小企業の場合には中小企業と同様の扱いとする。

(7) 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書 7 部（正 1 部、副 6 部）を作成し、以下の提出期限までに郵送又は宅配便にて御提出ください。持参、FAX、電子メールによる提出は受け付けません。

（公募期間：平成 30 年 9 月 18 日（火）から平成 30 年 10 月 18 日（木））

① 提出期限：

平成 30 年 10 月 18 日（木）正午必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせいたします。なお、メール配信サービスに御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。ぜひ御登録いただき、御活用ください。

<<http://www.NEDO.go.jp/NEDOmail/index.html>>

② 提出先：

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
IoT 推進部 服部（一）、小田切、須永 宛
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー19階

※郵送の場合は封筒に『「高輝度・高効率次世代レーザー技術開発」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※e-Rad 上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前に NEDO 担当部に相談すること。

(8) 応募方法

① 提案書の作成に当たって

- ・提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添1を御参照ください。別添2に従って研究開発成果の事業化計画書を作成してください。
- ・提案書は日本語で作成してください。
- ・提案書の提出部数は、7部（正1部、副6部）です。

② 提案書に添付する書類

提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

- ・会社等機関の案内（会社や大学等の経歴、事業部、研究所等の組織に関する説明書）1部（※提出先の NEDO 部課と過去1年以内に契約がある場合は不要）
- ・直近の事業報告書1部
- ・財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（3年分）1部
- ・NEDOが以下で提示する契約書（案）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書2部（正1部、副1部）
<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/h30_3yakkan_gyoumu.html>
<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/h30_3yakkan_daigaku-gyoumu.html>
- ・主要研究員の主要研究員研究経歴書（詳細は別添3を参照ください）。
- ・NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票（詳細は別添4を参照ください）。
- ・e-Rad 応募内容提案書（詳細は下記④を参照ください）。
- ・国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、若しくは当該国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写し1部。

（注）連携している、又は連携しようとしている国外企業等がNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関（スペイン政府・産業技術開発センター（CDTI）が該当。）の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合は、NEDOが提供する交付申請書（英文様式）の写し、若しくは既に認証を取得しているのであれば交付決定書及び認定証（ラベル）の写し1部。詳細はNEDOウェブサイトにて御確認ください。

ジャパン・スペイン・イノベーションプログラム（JSIP）

<http://www.NEDO.go.jp/activities/AT1_00469.html>

③ 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者に返送しますので、あらかじめ別添5の「提案書類受理票」に会社等機関名を御記入の上、送付してください。
- ・提出された提案書等は返却しません。

- ・提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

④ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せて e-Rad へ応募内容提案書を申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

e-Rad ポータルサイト

<<http://www.e-rad.go.jp/>>

(9) 秘密の保持

NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「主要研究員研究経歴書」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

(10) 委託先の選定

① 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

② 審査基準

a. 採択審査の基準

- 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか
- 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか（既存事業や既存技術の延長線上でない非連続的な技術については、革新性を評価できるか）
- 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、必要資源、目標の妥当性等）
- 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）
- 共同提案の場合、各者の分担が相互補完的であるか
- 応募者は本研究開発の実用化検証を実施できる体制を整えているか
- 応募者が当該研究開発を行うことにより我が国の将来の国際競争力強化に寄与するか（事業化による国内産業や輸出の売上高やシェア向上、優れた特許等の成果、加工プラットフォーム、データベース等の技術基盤構築への貢献等）
- 応募者が当該研究開発を行うことにより他の技術への応用など波及効果を期待できるか（様々な分野に広く波及することで国民生活や経済社会へ製品・サービスが提供されることを見込めるか）

ix. 総合評価

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 1. 開発等の目標が NEDO の意図と合致していること。
 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
 3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 2. 当該開発等の行う体制が整っていること。(再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO の指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)
 3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 4. 経営基盤が確立していること。
 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 6. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たって NEDO は、以下の点を考慮します。

1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

③ 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件(実施者名、実施内容概要)は NEDO のウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件(提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO 負担率の変更等)を付す場合があります。

④ スケジュール

平成 30 年

9 月 18 日： 公募開始

9 月 26 日： 公募説明会(会場：NEDO 川崎本部)

10 月 18 日： 公募締め切り

11 月 5 日または 13 日(予定)： 採択審査委員会(外部有識者による審査)

- 11月中旬（予定）： 契約・助成審査委員会
- 11月下旬（予定）： 委託先決定
- 12月上旬（予定）： 公表（プレスリリース）
- 1月ごろ（予定）： 契約

(11)留意事項

① 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

【参考】

- ・約款・様式 <<http://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>>
- ・マニュアル <<http://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>>

② 研究開発法人（独立行政法人）から民間企業への再委託

研究開発法人（独立行政法人）から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

③ 研究開発計画の見直しや中止

研究開発の途中段階にて実施内容・規模の見直しや研究開発を中止する場合があります。

④ 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第27条第2項又は共同研究契約約款第29条第2項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」（別添2）を変更し提出していただきます。

⑤ 主要研究員経歴書の記入

各テーマの責任者となる主要登録研究員について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は別添3を御覧ください。

⑥ NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細は別添4を御覧ください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

⑦ 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料1「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

⑧ 知財マネジメント

本プロジェクトは、知財マネジメント基本方針を適用します。詳細は、別添6を御覧ください。また、本プロジェクトでは、産業技術力強化法第19条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただきます。

なお、本プロジェクトでは、現在参画している全ての法人（再委託先・共同実施先を含む）による知財合意があります。今回の公募で新たに参画する法人にも、参画する全ての法人と、知財合意を行って頂きます。

⑨ 協調領域の活動への参加

本プロジェクトでは、全参画法人による協調領域の活動を積極的に進めています。採択後は本活動への参加を必須とします。具体的には、プロジェクトで進める加工プラットフォームやデータベース構築活動に参加して頂きます。

⑩ データマネジメント

本プロジェクトはデータマネジメント基本方針のうち【委託者指定データを指定しない場合】を適用します。詳細は、別添7を御覧ください。

⑪ 標準化への対応

市場や技術の特性や、戦略・ビジネスモデルに合致すれば、技術開発成果の ISO・IEC 等の国際標準化を積極的に取り組んでいただきます。

⑫ 「国民との科学・技術対話」への対応

本プロジェクトを受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本プロジェクトにおいて「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本プロジェクト以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）により NEDO に報告してください。

【参考】

平成 22 年 6 月 19 日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>>

⑬ 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本プロジェクトの事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本プロジェクト及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html>

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDOウェブサイト

<http://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html>

a. 本プロジェクトにおいて公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本プロジェクトの契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

⑭ 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本プロジェクトの事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本プロジェクト及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html>

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

<http://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html>

a.本プロジェクトにおいて不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
- iii. (応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
- iv. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
- v. (応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
- vi. 府省等の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- vii. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b.過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本プロジェクトへの参加が制限されることがあります。

なお、本プロジェクトの事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c.NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール： helpdesk-2@ml.NEDO.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<http://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html>

※電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分

⑮ 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、採択決定後、別添 8 のとおり NEDO との関係に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

⑯ 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制[※]が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

c. 本プロジェクトを通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。委託契約締結時において、本プロジェクトにより外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお、本プロジェクトを通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>>

（Q&A） <<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>>

経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>>

一般財団法人安全保障貿易センター <<http://www.cistec.or.jp/>>

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf>

⑰ 検査及び報告の徴収について

契約約款で示す「検査及び報告の徴収」の他に、新たに条件を付加する場合があります。

(12)説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。

出席希望の企業等は、所属機関名、出席者氏名、出席者の連絡先（TEL 及び電子メールアドレス）を平成 30 年 9 月 25 日（火）13 時までに NEDO ホームページ上の説明会参加登録申し込みページ<http://www.nedo.go.jp/koubo/IT2_100064.html>にて申し込みください。

日時： 平成 30 年 9 月 26 日（水）14 時 00 分～15 時 30 分

場所： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 2104 会議室

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー21 階

※21 階 2104 会議室にて受付を行いますので、直接お越しください。

(13)問い合わせ先

本プロジェクトの内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、9 月 27 日から 10 月 4 日の間に限り下記宛に FAX にて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

IoT 推進部 服部（一）、小田切、須永

FAX：044-520-5212

関連資料

基本計画

平成 30 年度実施方針

提案書の様式

別添 1：提案書作成上の注意、表紙、要約版、本文

別添 1-1：テーマ概要書

別添 1-2：積算表

別添 2：研究開発成果の事業化計画書

別添 3：研究開発責任者候補研究経歴書及び主要研究員経歴書の記入について

別添 4：NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

別添 5：提案書類受理票

別添 6：本プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

別添 7：本プロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針

別添 8：契約に係る情報の公表について

参考資料 1：追跡調査・評価の概要